

「(仮称)千葉県防災基本条例」検討会議運営要領

(名称)

第1条 本会は、「(仮称)千葉県防災基本条例」検討会議（以下「検討会議」という。）という。

(目的)

第2条 県は、(仮称)千葉県防災基本条例の立案検討に当たり、自助・共助・公助それぞれの主体が一体となって防災対策を進めていくために必要となる事項について、検討会議の構成員の専門的な知識や経験を活かした意見等を収集し、当該条例の内容に適宜適切に反映するものとする。

(検討事項)

第3条 検討会議の構成員は、次の項目について検討し、県に意見を述べる。

- (1) 自助・共助・公助それぞれの主体が果たすべき役割
- (2) 県民や事業者の防災意識の高揚に資する事項
- (3) 本県における防災行政の推進に資する事項
- (4) その他必要な事項

(構成)

第4条 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第5条 検討会議に座長を置き、座長は構成員の互選とする。

2 座長は会議を統括する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職を行う。

(会議)

第6条 会議は、第3条の検討を行うため、必要に応じ、防災危機管理部長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 会議は公開とし、これに必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、防災危機管理部防災政策課に置く。

(存続の期間)

第8条 検討会議の存続期間は、条例制定日までとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができるものとする。

(検討会議の性質)

第9条 検討会議は、第2条に規定のとおり構成員の知識や意見等の収集を目的とする会議であって、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関には該当しない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、座長が検討会議の構成員に諮って定める。

附則

この運営要領は、平成24年11月14日から施行する。

附則

この運営要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表

区 分	人数
学識経験者等	4名程度
自主防災組織・ボランティア関係団体	3名程度
事業者関係団体	2名程度
自治体・消防関係団体	2名程度